

議案第 号

宝塚市職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例の制定について

宝塚市職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和7年（2025年）2月 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市職員等の旅費に関する条例

宝塚市職員等の旅費に関する条例（昭和41年条例第21号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、公務のために旅行する職員等に対して支給する旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 職員 地方自治法第204条第1項に定める者をいう。
- （2） 出張 職員が公務のため一時その在勤庁（常時勤務する在勤庁のない場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。
- （3） 遺族 職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。
- （4） 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であって、市と旅行役務提供契約（旅行者等が市に対して旅行に係る役務を旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次

条第8項において同じ。)を締結したものをいう。

(旅費の支給)

第3条 職員が出張した場合には、当該職員に対し旅費を支給する。

2 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める者に対し、旅費を支給する。

(1) 職員が出張のための旅行中に退職、免職、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。） 当該職員

(2) 職員が出張のための旅行中に死亡した場合 当該職員の遺族

3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、地方公務員法第28条第4項又は第29条第1項の規定により退職等となったときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。

4 職員又は職員以外の者が、市の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため旅行した場合には、その者に対し、旅費を支給する。

5 職員が赴任（新たに採用された職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から本市に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため本市から旅行することをいう。）する場合において、市長が必要と認めるときは、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号。第19条において「旅費法」という。）又はこれに基づく命令の規定に準じて市長が定める旅費を支給することができる。

6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）の変更（取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。）を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

7 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他規則で定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。

- 8 第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

(旅行命令等)

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に定める区分により旅行命令権者の発する旅行命令等によって行わなければならない。

(1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令

(2) 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼

- 2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合であって、予算上旅費の支出が可能であるときに限り、旅行命令等を発することができる。

- 3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合であって、前項の規定に該当するときは、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。

- 4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、市長が定める旅行命令票兼請求書に当該旅行に関する事項を記載又は記録し、これを当該旅行者に提示しなければならない。ただし、旅行命令票兼請求書に当該事項を記載又は記録するいとまがない場合は、この限りでない。

- 5 前項ただし書の規定により旅行命令票兼請求書に記載又は記録をしなかった場合には、速やかに旅行命令票兼請求書に同項に定める事項の記載又は記録をし、これを当該旅行者に提示しなければならない。

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

- 2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合は、旅行命令等に従わないで旅行した後、速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

- 3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請したがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(旅費の計算)

第6条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして次項に規定する種目及び第9条から第15条までに規定する内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費によって計算する。ただし、公務上の必要、天災その他のやむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、当該事情を考慮した経路及び方法によって計算する。

- 2 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当とする。

(旅費の請求手続)

第7条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、市長が定める請求書に規則で定める必要な資料を添えてこれを市長に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその資料を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。

- 2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後、速やかに当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。

- 3 市長は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、速やかに当該過払金を返納させなければならない。

(職員の旅費の級別及び区分)

第8条 職員の旅費における級別及び区分については、別表のとおりとする。

(鉄道賃)

第9条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道、軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道その他規則で定めるものをいう。次項及び第12条において同じ。）を利用す

る移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 特別車両料金（別表1級の項に規定する者に限る。）
- (6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

（船賃）

第10条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他規則で定めるものをいう。次項及び第12条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 特別船室料金（別表1級の項に規定する者に限る。）
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

（航空賃）

第11条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他規則で定めるものをいう。次項及び次条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(その他の交通費)

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

(宿泊費)

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して規則で定める額（次項及び次条において「宿泊費基準額」という。）を上限として、当該宿泊に要する費用の額とする。

2 旅行中の宿泊に要する費用の額が宿泊費基準額を超える場合であって、宿泊に係る特別な事情があるものとして規則で定める場合は、宿泊費の額は、前項の規定にかかわらず、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費の額並びに当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額を上限として、当該移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用の額とする。

(宿泊手当)

第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、一夜当たり2,400円とする。

2 宿泊費又は包括宿泊費が支給される場合であって、次の各号に掲げるときは、宿泊手当の額は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれるとき 前項に規定する額の3分の2の額

(2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれるとき 前項に規定する額の3分の1の額

3 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、前2項の規定にかかわらず、一夜当たり2,400円とする。ただし、鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費（包括宿泊費のうちこれらの費用に相当するものを含む。）が支給される場合であって、これらの費用に食費に相当するものが含まれるときは、2,400円の3分の1の額とする。

4 旅行中に自宅（住所又は居所若しくはこれらに相当する場所をいう。）に宿泊する場合には、前3項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。

(退職者等の旅費)

第16条 第3条第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行を対象とする。

2 前項の旅費は、出張の例に準じ、退職等となる直前に該当していた別表に規定する級別の者として退職等の日にいた地から旧在勤地に旅行するものとして計算した旅費とする。

(遺族の旅費)

第17条 第3条第2項（第2号に係る部分に限る。）の規定により支給する旅費は、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費とする。

(職員以外の者の旅費)

第18条 第3条第4項の規定により職員以外の者に支給する旅費は、法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、旅行命令権者が市長に協議して定める旅費とする。

(外国旅行の旅費)

第 19 条 外国旅行（本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下この条において同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。）については、旅費法又はこれに基づく命令の規定の例等を考慮して、市長の定める額の旅費を支給する。

（旅費の調整）

第 20 条 市長は、旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 市長は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、市長が定める旅費を支給することができる。

3 市長は、第 1 項に規定する場合のほか、特に必要があると認めるときは、旅費を減額して支給することができる。

（旅費の特例）

第 21 条 市長は、職員について労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 15 条第 3 項若しくは第 64 条又は船員法（昭和 22 年法律第 100 号）第 47 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に該当する事由がある場合においては、当該職員に対しこれらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額を旅費として支給するものとする。

（費用弁償）

第 22 条 宝塚市一般職の職員の給与に関する条例（昭和 32 年条例第 12 号）第 25 条に規定する会計年度任用職員が出張した場合には、当該会計年度任用職員に対し、職員に対する旅費の支給の例により、費用弁償として旅費を支給する。この場合において、当該会計年度任用職員の旅費における級別については、別表に規定する 4 級に該当するものとする。

（旅費の支給額の上限）

第 23 条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費に係る旅費の支給額は、第 9 条第 1 項各号、第 10 条第 1 項各号、第 11 条第 1 項各号及び第 12 条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第 6 条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

- 2 宿泊費及び包括宿泊費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第6条、第13条及び第14条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(旅費の返納)

第24条 市長は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

- 2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、市長は、前項に規定する返納に代えて、当該市長がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

- 3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

(委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(鉄道賃及び船賃の特例)

- 2 第9条第1項第5号の特別車両料金及び第10条第1項第4号の特別船室料金については、この条例の規定にかかわらず、当分の間、支給しないものとする。

(経過措置)

- 3 改正後の宝塚市職員等の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に新条例第2条第2号に規定する旅行命令権者が新条例第3条第6項に規定する旅行命令等を発する旅行について適用し、施行日前に改正前の宝塚市職員等の旅費に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項に規定する旅行命令権者が旧条例第3条第6項に規定する旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が旧条例第3条第6項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第2条第2号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行の

うち当該変更の日以後の期間に対応する部分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

4 新条例第3条第6項及び第7項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第3条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

5 新条例第24条の規定は、新条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

(宝塚市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

6 宝塚市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「宝塚市職員等の旅費に関する条例（昭和41年条例第21号）」を「宝塚市職員等の旅費に関する条例（令和7年条例第 号）」に改める。

(宝塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

7 宝塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表上記以外の非常勤職員の項中「宝塚市職員等の旅費に関する条例（昭和41年条例第21号）」を「宝塚市職員等の旅費に関する条例（令和7年条例第 号）」に改める。

(宝塚市消防団条例の一部改正)

8 宝塚市消防団条例（昭和44年条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表第3中宝塚市職員等の旅費に関する条例（昭和41年条例第21号）」を「宝塚市職員等の旅費に関する条例（令和7年条例第 号）」に改める。

別表（第8条関係）

級別	区分
1 級	市長、副市長、教育長、上下水道事業管理者及び病院事業管理者
2 級	行政職給料表級別標準職務表6級以上、消防職給料表級別標準職務表6級、医療職給料表（一）級別標準職務表3級以上及び医療職給料表（二）級別標準職務表5級以上の職務にある者並びにこれらに相当する者

3 級	行政職給料表級別標準職務表 5 級、4 級及び 3 級、消防職給料表級別標準職務表 5 級、4 級及び 3 級、医療職給料表（一）級別標準職務表 2 級のうち主任医長及び医長並びに医療職給料表（二）級別標準職務表 4 級及び 3 級の職務にある者並びにこれらに相当する者
4 級	行政職給料表級別標準職務表 2 級以下、消防職給料表級別標準職務表 2 級以下、医療職給料表（一）級別標準職務表 1 級及び医療職給料表（二）級別標準職務表 2 級以下の職務にある者並びにこれらに相当する者

備考 区分の欄に規定する各職務表及び級は、宝塚市一般職の職員の給与に関する条例別表第 2 に規定する表及び職務の級をいう。

議案第 号

宝塚市職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例の制定について
宝塚市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年条例第13号)新旧対照表(附則
第6項による改正関係)

現行	改正案
(費用弁償) 第5条 (略) 2 前項の規定により支給する旅費の額は、 <u>宝塚市職員等の旅費に関する条例(昭和41年条例第21号)</u> 別表級別1級の者に支給する額に相当する額とする。 3・4 (略)	(費用弁償) 第5条 (略) 2 前項の規定により支給する旅費の額は、 <u>宝塚市職員等の旅費に関する条例(令和7年条例第 号)</u> 別表級別1級の者に支給する額に相当する額とする。 3・4 (略)

宝塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第14号)新旧
対照表(附則第7項による改正関係)

(現行)

別表(第1条、第2条関係)

区分	報酬の額	旅費の額
~~~~~	~~~~~	~~~~~
上記以外の非常勤職員	予算の範囲内で任命権者が定める額	職種により <u>宝塚市職員等</u> の <u>旅費に関する条例(昭和</u> <u>41年条例第21号)</u> による旅 費の範囲内で任命権者が 定める額
~~~~~	~~~~~	~~~~~

備考 この表において「1級旅費相当額」とは、宝塚市職員等の旅費に関する条例による1級旅
費に相当する額をいう。

(改正案)

別表(第1条、第2条関係)

区分	報酬の額	旅費の額
~~~~~	~~~~~	~~~~~
上記以外の非常勤職員	予算の範囲内で任命権者が定める額	職種により <u>宝塚市職員等</u> の <u>旅費に関する条例(令和</u> <u>7年条例第 号)</u> による旅 費の範囲内で任命権者が 定める額
~~~~~	~~~~~	~~~~~

備考 この表において「1級旅費相当額」とは、宝塚市職員等の旅費に関する条例による1級旅
費に相当する額をいう。

宝塚市消防団条例(昭和44年条例第15号)新旧対照表(附則第8項による改正関係)
(現行)

別表第3(第14条関係)

区分	基準	級別
団長	宝塚市職員等の旅費に関する条例(昭和41年条例第21号)による。	2級
副団長		3級
分団長(本部付を含む。)		
副分団長		4級
部長		
班長		
団員		

(改正案)

別表第3(第14条関係)

区分	基準	級別
団長	宝塚市職員等の旅費に関する条例(令和7年条例第 号)による。	2級
副団長		3級
分団長(本部付を含む。)		
副分団長		4級
部長		
班長		
団員		

宝塚市職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例の制定について

資料 宝塚市職員等の旅費に関する条例の改正概要

1 改正概要

(1) 旅費の計算等に係る規定の簡素化

旅費について、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算することとした上で、旅行に要する実費を弁償するためのものとする。

(2) 旅費の支給対象の見直し

- ① 出張の定義に、旅行命令権者が認める場合には、住所、居所その他旅行命令権者が認める場所を離れて旅行することを加える。
- ② 旅行業者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約（旅行役務提供契約）を締結した旅行業者等（以下「旅行役務提供者」という。）に市が支払うべき金額がある場合には、旅行者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができることとする。
- ③ 鉄道賃のうち、特別急行料金（座席指定料金を含む。）の支給について、現行の距離による制限（片道 100km 以上）を廃止し、旅行の実情に応じて公務上必要であれば支給できることとする。また、これまで鉄道賃の対象は鉄道のみであったが、その対象を軌道（路面電車やモノレール等）にも範囲を拡大する。
- ④ 車賃にかかる規定を廃止し、実費額を支給することとする。
- ⑤ 日当にかかる規定を廃止し、新たに宿泊手当を新設する。宿泊手当の趣旨は、夕朝食代の掛かり増しを含む雑費に充てる旅費として、宿泊を伴う場合にのみ支給する。宿泊手当は、一夜あたり 2,400 円とし、宿泊代金に食事代金が含まれている場合、含まれている食事の回数（朝、夕の最大 2 回）×800 円を差し引いて支給する。
- ⑥ 宿泊料を宿泊費として改め、別表のとおり、都道府県ごとに宿泊基準額を設定する。原則として、宿泊基準額以内での宿泊費の支給となるが、例外として宿泊基準額を超える宿泊費も支給可能とする。
- ⑦ 旅行の実態に即した旅費の支給が可能となる一方で、一定程度自由度が増す面もあることから、より一層、適切な支給を担保する必要がある。そのため、旅費条例及び条例施行規則の規定に違反して旅費の支給を受けた旅行者等に対して、旅費の返納を求めるとともに、旅行者等の給与等からの控除を可能とする規定を設ける。

2 施行日

令和 7 年 4 月 1 日

条例別表

級別	区分
1 級	市長、副市長、教育長、上下水道事業管理者及び病院事業管理者
2 級	行政職給料表級別標準職務表 6 級以上、消防職給料表級別標準職務表 6 級、医療職給料表（一）級別標準職務表 3 級以上及び医療職給料表（二）級別標準職務表 5 級以上の職務にある者並びにこれらに相当する者
3 級	行政職給料表級別標準職務表 5 級、4 級及び 3 級、消防職給料表級別標準職務表 5 級、4 級及び 3 級、医療職給料表（一）級別標準職務表 2 級のうち主任医長及び医長並びに医療職給料表（二）級別標準職務表 4 級及び 3 級の職務にある者並びにこれらに相当する者
4 級	行政職給料表級別標準職務表 2 級以下、消防職給料表級別標準職務表 2 級以下、医療職給料表（一）級別標準職務表 1 級及び医療職給料表（二）級別標準職務表 2 級以下の職務にある者並びにこれらに相当する者

規則別表（宿泊費基準額）

区分	宿泊費基準額（一夜につき）	
	職員の旅費の等級が 1 級の者	職員の旅費の等級が 2 級から 4 級 までの者
北海道	27, 000 円	13, 000 円
青森県	23, 000 円	11, 000 円
岩手県	19, 000 円	9, 000 円
宮城県	21, 000 円	10, 000 円
秋田県	23, 000 円	11, 000 円
山形県	21, 000 円	10, 000 円
福島県	17, 000 円	8, 000 円
茨城県	23, 000 円	11, 000 円
栃木県	21, 000 円	10, 000 円
群馬県	21, 000 円	10, 000 円
埼玉県	40, 000 円	19, 000 円
千葉県	36, 000 円	17, 000 円
東京都	40, 000 円	19, 000 円
神奈川県	34, 000 円	16, 000 円
新潟県	34, 000 円	16, 000 円
富山県	23, 000 円	11, 000 円

石川県	19,000 円	9,000 円
福井県	21,000 円	10,000 円
山梨県	25,000 円	12,000 円
長野県	23,000 円	11,000 円
岐阜県	27,000 円	13,000 円
静岡県	19,000 円	9,000 円
愛知県	23,000 円	11,000 円
三重県	19,000 円	9,000 円
滋賀県	23,000 円	11,000 円
京都府	40,000 円	19,000 円
大阪府	27,000 円	13,000 円
兵庫県	25,000 円	12,000 円
奈良県	23,000 円	11,000 円
和歌山県	23,000 円	11,000 円
鳥取県	17,000 円	8,000 円
島根県	19,000 円	9,000 円
岡山県	21,000 円	10,000 円
広島県	27,000 円	13,000 円
山口県	17,000 円	8,000 円
徳島県	21,000 円	10,000 円
香川県	32,000 円	15,000 円
愛媛県	21,000 円	10,000 円
高知県	23,000 円	11,000 円
福岡県	38,000 円	18,000 円
佐賀県	23,000 円	11,000 円
長崎県	23,000 円	11,000 円
熊本県	29,000 円	14,000 円
大分県	23,000 円	11,000 円
宮崎県	25,000 円	12,000 円
鹿児島県	25,000 円	12,000 円
沖縄県	23,000 円	11,000 円